

愛知みずほ大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

愛知みずほ大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、愛知みずほ大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則に規定されており、学校教育法などの法令に適合している。それらをわかりやすく簡潔に文章化したカレッジモットー「健への探究－豊かで活力ある健康社会に貢献する人をめざして－」は大学の個性・特色を明示しており、「愛知みずほ大学 HANDBOOK」や学生募集要項などにより学内外に周知が図られている。

現在進行中の「学校法人瀬木学園中期計画（平成23(2011)年度～平成27(2015)年度）」や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）には建学の精神、大学の目的と使命が十分に反映されており、これらを達成するために必要な学部・学科、研究科・専攻など教育研究組織が適切に整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーが明示されており、その方針に沿って多様な入試が実施されている。入学者数はキャンパス移転などの安定的確保への努力により成果が出始めている。

教育目的にふさわしい教育課程が編成されており、「学修支援センター」を設置するなど、充実した学修体制を実現している。進級・留年、卒業・修了要件について学則に示され適切に運用されており、成績評価基準についても明確に設定されている。

社会的・職業的自立を支援する体制はキャリアセンターを核として整備されている。

「IR(Institutional Research)センター」を設置し、授業評価だけでなく、学修環境向上のためのアンケートも実施し、学修支援体制の改善に向けたフィードバックが適切に行われている。また、学生生活支援のためチューター制度が設けられている。

大学の教育目的を達成するための教員配置は適切であり、FD(Faculty Development)などの教員の資質・能力向上の取組みも積極的になされている。また、教育研究環境の整備も進められている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為のほか、法人の管理運営に関する諸規定が整備され、最高決議機関である理事会と諮問機関としての評議員会が相互にかつ有効に機能し効果的に管理・運営がなされている。また、教育情報、財務情報もホームページで公開されている。

大学の意思決定組織は、学長、副学長のリーダーシップのもと、適切に機能しており、各委員会も効果的に運営され、ボトムアップによる意思決定の仕組みもよく整備されている。SD(Staff Development)活動としては研修会などに積極的に参加させ、職員の資質の向上を図っている。

「学校法人瀬木学園中期計画（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）」に基づき、キャンパス移転などの事業が安定した財務基盤のもとで実施されている。監査法人による会計監査及び監事による監査は厳正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的の実現に向けた自己点検・評価活動は、毎年テーマ別に自己点検・評価が行われるなど、適正に運営されている。「IR センター」において集められたエビデンス等をもとに、透明性の高い「自己点検評価書」が作成されており、同時にホームページ上でも適切に公開されている。また「FSD 推進委員会」により「大学の質保証」を確実に進めていく基盤を作り、PDCA サイクルの仕組みの確立を可能なものとしている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取組んでいる。平成 22(2010)年度に「学校法人瀬木学園中期計画(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）」を策定し、これを一部変更した「新中期計画」が平成 24(2012)年度に承認された。これらに盛込まれた「都市型キャンパス」の整備、教育課程の抜本改革の実施などを通して、学生にとって更に魅力ある教育機関を目指して努力を続けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 学生の夢の実現に向けた学びの道筋を支援する学修コンシェルジュ制度の構築と研修」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的、教育研究上の目的については、「学校法人瀬木学園寄附行為」「愛知みずほ大学学則」及び「愛知みずほ大学大学院学則」で明確に規定されており、学生・教職員の必携書である「愛知みずほ大学 HANDBOOK」において具体的な解説がなされている。

また、使命・目的、教育研究上の目的を、よりわかりやすく簡潔に文章化したカレッジモットー「健への探究－豊かで活力ある健康社会に貢献する人をめざして－」を策定している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、カレッジモットー「健への探究－豊かで活力ある健康社会に貢献する人をめざして－」に明示されている。

学校教育法第 83 条他に基づき、愛知みずほ大学学則及び愛知みずほ大学大学院学則に適切な目的を掲げている。

これらの目的に沿って、社会の変化や定員未充足など状況の変化に対応し、キャンパスの整備や教育課程の見直しなどが意欲的に行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的や教育目的といった基本的な重要事項の策定・変更に関しては、理事長をはじめ大学運営上の主要メンバーからなる運営委員会で検討し、各種委員会を経て、再度運営委員会で了承を得た後、教授会に上程されている。

また、大学の使命・目的はホームページや「愛知みずほ大学 HANDBOOK」に掲載し周知に努めている。

「新中期計画」の柱の一つである「教育課程の抜本改革」では大学の目的や使命との整合性を図る「新教育課程編成の基本方針」を確立して改善方策の検討が進められている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科・専攻など教育研究組織が適切に整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが定められ、募集要項・ホームページ等に明示されている。推薦入試においては個人面接のみならず、グループ面接を加えて実施しており、アドミッションポリシーに対応した入試が実施されているとともに、受験生の力を見極める工夫がされている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、入学者の増減はあるものの、在籍学生数は概ね収容定員数を満たしている。キャンパス移転を含む改善や教育課程改革などが、志願者増につながっており、一定の成果が挙がっている。学生を更に確保するため、学長主導による緊急対策チームにより報告書をまとめるなどの取組みがなされている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則等に示された教育目的にふさわしい教育課程編成方針が明確に示されている。現在のセメスター制を基本にしつつ、資格取得科目等を短期間に集中して学べるクオーター制を取り入れた「ハイブリッド学期制」の導入や国際化に対応した科目の設置、国際交流ラウンジの利用などにより学生の学ぶ意欲が高まっている。

カリキュラムポリシーを具現化するために「学修支援センター」が設置され、センターに配置された「学修コンシェルジュ」により学修指導に関わるポートフォリオのシステム化を図ることとしている。

履修登録単位数には上限が設定されており、また、開設科目の順次性をわかりやすく示すためにナンバリング化されている。

教育研究推進委員会による授業方法を話合う「FD サロン」や教員の研究状況を紹介し共有を図る「リサーチサロン」の開催を通して、教授方法の工夫・開発が積極的に進められている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「学修コンシェルジュ」制度が導入され、「学修支援センター」が学修支援及び授業支援に積極的に取組んでいる。TA の導入に加え、SA(Student Assistant)の採用も検討されており、より学生の立場に立った支援が期待できる。

教育職員免許状取得者に対し、個別面談を行うなど、教員採用試験対策について取組み、一定の成果を挙げている。

全専任教員がオフィスアワーを設定し、学生の相談を受ける環境ができている。

留年・退学対策の一つとして、保護者懇談会開催による保護者との連携や学生カルテ機能を持つ「みずほポルタ」の活用により、今後の発展が期待できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級・留年、卒業・修了要件について学則や「愛知みずほ大学 HANDBOOK」等に明確に示され、適切に運用されている。成績評価基準が明確に設定されている。

また、単位互換においては、大学設置基準の規定に基づいて他大学にて修得した単位が認定されている。更に、他大学通信教育課程との連携により「小学校教諭一種免許状」に必要な単位修得できることなどが学生のニーズ対応につながり、成果を挙げている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内ではキャリア開発や就職意識形成に関する科目が適切に設定されている。また、インターンシップ教育も積極的に進められている。

教育課程外では就職合宿など職業への意識を醸成し高めるための種々の方策がとられ、

就職関連の講座等も充実している。

施設・設備等のハード面と専門職員の配置や委員会組織等のソフト面の両面にわたってキャリアセンターを核として就職支援の体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「IR センター」を設置して、教育目的の達成状況に関する点検評価の手段として授業評価アンケートが組織的かつ適切なサイクルで進められている。本アンケートの結果は公表され、全教職員で情報の共有化がなされている。

また、授業評価アンケートだけでなく「学生生活及び学修環境向上のためのアンケート」も実施され、「学修コンシェルジュ」制度の設置など、学修支援体制の改善に資している。

研究科では学部と同様のアンケート調査はなされていないが、少人数教育が徹底され、授業改善の取組みが不斷になされ、特に問題はない。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活全般に関する委員会組織等が整備され適切に運営されている。また、個々の学生を支援するために、「学修コンシェルジュ」制度と並行してチューター制度が設けられている。医療関係者が関与するなど、学生の心身の健康への配慮も十分なされている。また、奨学金制度等も整備され、適切に運営されている。

「学生生活及び学修環境向上のためのアンケート」が実施され、学生の生活実態の把握と設備施設等の環境改善への取組みがなされている。また「何でも相談箱」等を設置し、きめ細かく学生の要望に応える体制も整っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準による必要教員数を満たし、教育目的及び教育課程に即して教員が適切に配置されている。また、教育職員免許法に定める必要教員数も満たしている。

「愛知みずほ大学教員選考規程」など教員採用に際して適切な規定が設けられている。また、学長のリーダーシップのもとで慎重に教員選考がなされている。

学生による授業評価アンケート等の結果が教職員間で共有され、FD・SDともに積極的な取組みがなされている。

教養教育を教育課程の基盤と位置付け、適切な教員配置に努めている。また、教員間の意思疎通や協力体制も確保されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度に「名古屋キャンパス」への統合がなされたが、設置基準が求める必要校地・校舎面積は十分確保している。また、校舎や体育関連施設の整備も進められている。図書館については分館にラーニングコモンズを設置するなど利用者のニーズに応える努力がなされている。情報化への対応も積極的に進められている。また、非常食を常備するとともに、「愛知みずほ大学 HANDBOOK」等にも地震・防災への心得が明記されており、災害への対策を日頃から心掛けている。

講義系の科目と語学・実技系の科目のいずれにおいても、1 クラスにつき適切な受講者数への配慮がなされている。また、語学等については習熟度を踏まえたクラス編制がなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為のほか、法人の管理運営に関する諸規定が十分に整備され、最高決議機関である理事会と諮問機関としての評議員会が相互にかつ有効に機能し効果的に管理・運営がなされている。理事長のリーダーシップにより、平成 22(2010)年 9 月に「学校法人瀬木学園経営改善委員会」が設置され、平成 23(2011)年 2 月に「学校法人瀬木学園経営改善計画(報告)」が取りまとめられた。これに基づき「学校法人瀬木学園中期計画(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)」が発表され、立続けに「経営改善計画(将来構想)検討委員会」の審議結果がまとめられ、教職員が一丸となり、極めて計画的に健全化に向けての取組みがなされている。環境保全、人権、安全についても、「大学・短大防災委員会」が活動しており、「公益通報の保護等に関する規程」「財務情報閲覧規程」「地震防災・消防計画」等の規定も整備され、教育情報・財務情報はホームページで公開されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為及び「瀬木学園業務処理規則」に沿って運営され、「瀬木学園業務処理規則」により、事業計画、予算、決算、重要な規定等の制定・改正等を審議し決定し、適切な意思決定がなされている。理事の選考についても寄附行為第 5 条及び第 6 条の定めに従い、適切に選考が行われている。理事会・評議員会の開催通知、出席状況においても問題なく、欠席時の委任及び議案ごとの意思確認も適正に行われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織は教授会、研究科委員会とされ、教授会において学長が全体を統括し、教学に関する重要事項が審議されている。教学の運営組織についても、学長、副学長のリーダーシップのもと、各種委員会、運営委員会、教授会が円滑に遂行されているのみならず、教授会構成員以外の教職員に対しての意思疎通も的確に行われている。

また、「FSD 推進委員会」において学生支援体制の更なる充実を行い、学修者の要求に対応している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は経営トップとして十分なリーダーシップを発揮し、学長、副学長のもと、各委員会も効果的に機能し、ボトムアップによる意思決定の仕組みもよく整備されている。設置学校共同での地域貢献委員会、大学・短大間連絡調整委員会を設置し各部門間のコミュニケーションも図られている。

監事は寄附行為の定めにより法人の業務執行や財産の状況の監査を行っている。また、理事会・評議員会において監査報告を行い、適宜意見を述べている。

学長、副学長、大学事務局長を含む「FSD 推進委員会」における意見交換や教授会後に教授会の構成員以外の教職員を対象に学長が主催する「FORUM」において、各種決定事項等の説明を行うとともに、意見をくみ上げるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされている。

【優れた点】

○学長主催の「FORUM」では、法人の運営方針、理事会・評議員会の決定事項、教授会での審議概要等について詳細に説明され、教職員による要望や意見も多く取り入れられるなど教職員における満足度が非常に高い点は評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「名古屋キャンパス」一つに集約されたことに伴い、事務組織等が見直され「学校法人瀬木学園事務組織規程」が改定されている。これにより大学の業務執行及び教育研究支援体制はより効率的に運用できるよう構築された。職員は年齢構成や職務経験なども考慮の上、社会の変化に対応した機能的な人員配置が行われている。

業務執行について、理事長及び常務理事の全体的な指揮監督のもと、事務局長が適切に管理している。

少人数の事務組織のため、教員の FD 活動も含んだ「愛知みずほ大学 FSD 推進委員会」を設置し、外部有識者による研修会を開催したり学外研修に積極的に参加させたりして、職員の資質の向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学校法人瀬木学園中期計画（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）」に基づき、豊田キャンパスから「名古屋キャンパス」へ大学を移転・集約するという大きな投資を伴う事業を、自己資金だけで行っている。

収支バランスは法人、大学ともに支出超過が続いているが、キャンパス移転や他の経営改善策の効果もあり学生数が増え、学生生徒等納付金収入は平成 23(2011)年度を底に、法人、大学ともに増加している。更に、遊休資産となっていた豊田キャンパスの売却収入により財務状況は改善されており、健全な財務基盤は確立している。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準を遵守するとともに、「学校法人瀬木学園経理規則」「瀬木

学園固定資産及び物品管理規程」に従って処理されている。監査法人から適宜指導を受け、会計処理は適正に行われている。

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく会計監査は監査法人が担当しており、厳正に実施されている。また、監事のうち1人は公認会計士であり、監査体制の充実に寄与している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

開設年度の平成5(1993)年より理事長・学長を筆頭に全学的に自己点検・評価に取組み、運営委員会・自己点検委員会は、毎年点検を行いテーマ別自己点検・評価書を発行するなど、適正に運営されている。また、新しく常設された「FSD推進委員会」においてPDCAサイクルの仕組みを確立し、全学的に「学修コンシェルジュ」制度を整備することにより、「大学の質保証」を確実にする基盤ができている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

「IRセンター」において集められたエビデンス等を、「FSD推進委員会」において十分な調査・分析を行い作成した「自己点検評価書」は、運営委員会及び教授会でも審議されており非常に透明性が高い。自己点検・評価の結果はホームページ上でも公開され、広くステークホルダーに報告されており、自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表は適切に行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目4-3を満たしている。

【理由】

平成25(2013)年度より「自己評価委員会」を運営委員会に移行し、開設科目のナンバリングによる有機的な関連付けを行い、「学修コンシェルジュ」のきめ細かい修学指導と支援活動を行うため「学修支援センター」の設置を行っている。新たに常設された「FSD推進委員会」の設置により「大学の質保証」を確実に進めて行く基盤が作られ、PDCAサイクルの仕組みの確立を可能なものとしている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 学生の夢の実現に向けた学びの道筋を支援する学修コンシェルジュ制度の構築と研修

A-1 学修コンシェルジュによる学生支援体制の構築

A-1-① 学修コンシェルジュの育成

A-1-② 学修支援センターの設置

【概評】

教育課程のあり方を見直し、学びの順次性を重視するなどの教育改革実施の中で、学生の個々の能力に応じた学修支援を組織的かつ体系的に実施するため、新しい組織として「学修支援センター」が設置されている。「学修支援センター」においては「学修コンシェルジュ」が配置され活動している。

「学修コンシェルジュ」には学修支援の実務に必要なさまざまな知識やスキルが必要になるため、育成方針が定められ、「学修コンシェルジュQ&A集」が指南書として配付されるなど、「学修コンシェルジュ」育成のために丁寧な取組みがなされている。

学生から提出された「あなたの夢アンケート」に基づき、その夢の実現のための入学から卒業までの履修計画表を学生が「学修コンシェルジュ」とともに作成し、それが4年間の学修支援資料とされており、特に学修支援において一定の効果が表れている。

